



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F  
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階  
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

2026 年 6 月 24 日(水)

## 衛生管理者の選任

### 職場の労働環境で労働者の健康障害を防止

労働安全衛生法では、業種にかかわらず事業場で常時雇用する労働者の人数が 50 人以上になると事業場専属の衛生管理者を選任するよう定めています。この人数は企業単位ではなく本社や支店・営業所等の事業場単位でそれぞれ判断し、正社員以外にパート・アルバイト等も含み常態として使用している労働者の人数で算出します。

衛生管理者は常時使用者が 50 人以上 200 人以下では 1 人とされ、200 人を超えるときは人員数に応じた人数を選任します。

### 衛生管理者の選任条件

衛生管理者は、原則として事業場に専属する労働者から選任します。選任できる労働者は第一種・第二種衛生管理者免許や衛生工学衛生管理者免許などを所有している必要があります。第一種衛生管理者免許の所有者は業種にかかわらず衛生管理者として選任できますが、第二種衛生管理者免許所有者は建設業や製造業では選任できません。また、法定有害業務のうち一定の有害業務では 1 人は衛生工学衛生管理者免許の所有者でなければなりません。なお、次の条件に合う場合は事業場の労働者以外で外部の人を選任できます。

「その他の業種であり労働者派遣契約等

事業場に常駐して継続的にその業務に当たり実務を行うことができる人」

### 業種に応じた資格条件

1. 下記の資格を必要とするのは、農林畜水産業、製造業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業および清掃業

- ・第一種衛生管理者免許
- ・衛生工学衛生管理者免許
- ・医師・歯科医師・労働衛生コンサルタント

2. その他の業種は上記免許に加え第二種衛生管理者免許でも対応できます。

### 衛生管理者の業務内容

ア、健康に異常のある者の発見と措置

イ、作業環境の衛生上の調査

ウ、作業条件や施設等の衛生上の改善

エ、作業衛生保護具、救急用具等の点検

オ、衛生教育・健康相談・健康保持事項

カ、負傷・疾病・死亡・欠勤等統計の作成

キ、衛生日誌記載等記録の整備

ク、毎週 1 回以上の事業場内巡視

衛生管理者の選任・交代の場合は、事由発生後 14 日以内に労働基準監督署に届け出ます。



受験資格は一定の学歴と実務経験のある人です。試験は毎月行なわれています。合格率は 40%台の後半程度です